

議 事 録

令和4年度四万十町農業委員会7月総会

日 時 令和4年7月26日(火)午後2時00分 開議

場 所 四万十町役場 大正地域振興局 2階 大会議室

日 程

- | | | |
|-----|--------|---------------------------------|
| 第1 | 指定第7号 | 会期の決定について |
| 第2 | 指定第8号 | 議事録署名委員の指名について |
| 第3 | 報告第5号 | 農地法第18条の規定による合意解約通知について |
| 第4 | 報告第6号 | 農地法第3条の3の規定による届出について |
| 第5 | 報告第7号 | 非農地証明事務処理報告 |
| 第6 | 報告第8号 | 農地法第3条の規定による農地等の許可申請の許可取り消しについて |
| 第7 | 議案第14号 | 農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について |
| 第8 | 議案第15号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について |
| 第9 | 議案第16号 | 四万十町農用地利用集積計画の決定について |
| 第10 | 議案第17号 | 農用地利用配分計画案に対する意見決定について |
| 第11 | | その他 |

〔出席委員〕

- | | | | | |
|-----------|------------|-----------|------------|-----------|
| 1. 欠席 | 2. 掛水 誠幸 | 3. 欠席 | 4. 小野 重明 | 5. 濱田 誠 |
| 6. 下元 誠一郎 | 7. 浜田 大彰 | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 山本 道雄 | 10. 東出 一茂 |
| 11. 土居 稔 | 12. 竹村 加壽子 | 13. 武内 道則 | 14. 吉良 榮 | 15. 竹内 純 |
| 16. 欠席 | 17. 宮脇 眞弓 | 18. 梶原 美智 | 19. 太田 祥一 | |
| 20. 中城 康子 | 21. 岡村 博晶 | 22. 西井 健夫 | 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子 |
| 25. 欠席 | 26. 甲把 雄 | 27. 市川 正司 | 28. 大西 博之 | 29. 石田 芳秋 |
| 30. 澤田 憲男 | 31. 武市 敏男 | 32. 山本 奨一 | 33. 橋本 健太郎 | 34. 平野 直人 |
| 35. 山崎 力 | 36. 上野 渡 | 37. 佐々木 通 | 38. 欠席 | 39. 吉田 健夫 |

〔欠席委員〕

- 1番 下元弘章、3番 廣井栄治、16番 中原英昭、25番 常石幸浩、38番 秋田公幸

〔事務局〕

西田 尚子・杉本 孝成・池本 拓矢・森本 太貴・宮本 和也・山川 美恵

会長

皆さんこんにちは。大変お忙しい中、また暑い中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。7月の終わりになりますが、今月は大変大きな出来事がたくさんあった月だったと思います。

先ほど初めに局長から申しましたが、7月の最初には台風4号がやってきまして、4日・5日未明にかけて集中豪雨と言いますか、線状降水帯が仁井田川、それから東又川の上流の方でかなり降りまして、農地にもかなり被害が出ております。

昨年も海岸沿いを中心に線状降水帯が出来まして、興津、志和、東又が被害を受けましたが、今年も2年続けて被害を受けました。あとで東又と仁井田地区の方にご報告をしてもらおうと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、7月の10日に参議院選があったわけですが、この参議院選の前の8日の日に、ご存知のとおり安倍晋三元首相が演説中に銃撃されまして、死亡されました。本当に突然の出来事で、何が起こったのか、日本でこんな白昼にこんな風にこんなことが起きるのかとびっくりさせられました。安部元首相のニュースは世界各国でも報道されるようなすごいニュースで、それほど影響力のあった方ということで、最近までそのニュースをやっておりました。安部元首相のご冥福を心よりお祈りしたいと思ひます。

参議院選は無事に終わったんですが、その後にコロナの方が本当に増えてまいりました。オミクロンBA.2からBA.5にかわりまして、大爆発ということになっております。現在も進行中でございます。今日も先ほど言いました通り、すごい数になっております。全国に拡大しておりますが、高知県でも21日には787人、四万十町でも24日に15人。過去最多の記録を更新しました。今後それを抜くような数も出てくる可能性もございますが、引き続き皆さんには安全対策に気をつけていただきたいと思いますと思っております。今日も先ほど言いましたように、事務局に色々、消毒なりしていただいております。皆さんよろしくお願ひいたします。

それと、24日の夜に鹿児島県桜島が爆発を致しまして、レベル5という最高レベルの爆発がございまして、周辺の住民が避難するような状況になっております。今日のニュースで言っておりましたが、一時帰宅ができる状況になっております。少し落ち着いているが、まだわからないという状況で、これ以上おおごとにならない様祈っております。

それと今月と来月につきましては皆さんにお願ひしておりました、利用状況調査月間でございます。大変暑い時期でございますので、体には気をつけて調査の方をやっていただきたいと思いますと思ひます。よろしくお願ひいたします。それでは7月総会にただ今から入っていきたくと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議長

ただ今から、令和4年度四万十町農業委員会7月総会を開会いたします。

総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

通常であれば憲章朗読を行う所ですが、新型コロナウイルス感染症対策により、今回は省かせていただきます。

議長 本日の会議に、1番 下元弘章委員、3番 廣井栄治、16番 中原英昭委員、25番 常石幸浩委員、38番 秋田公幸委員からの欠席の届けが出ております。

議長 次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員16名、推進委員18名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりで。

それでは、議事に移ります。

日程第1、指定第7号「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。令和4年度四万十町農業委員会7月総会の会期は、令和4年7月26日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日1日といたします。

次に、日程第2、指定第8号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。

四万十町農業委員会会議規則第24条第3項の規定により、議事録署名委員を2名指名したいと思っております。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に17番 宮脇眞弓委員と、28番 大西博之委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 続いて、日程第3 報告第5号 「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第5号 「農地法第18条の規定による合意解約通知について」をご説明いたします。議案書は、3ページです。

件数は3件で、窪川地域が1件、西部地域が2件になります。

借受人・貸出人の氏名・住所については、お手元の議案書のとおりです。

番号1番、土地の所在地、作屋字上ボキ 322番1、地目、田、面積462㎡、以下1筆あり、合計2筆、面積769㎡です。解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに、令和4年7月7日です。

この件は、この後の3条で別の耕作者へ所有権移転するための合意解約になります。窪川地域は以上になります。

事務局 続きまして、西部地域からです。番号2について説明します。

土地の所在地、昭和字中ノヲキ乙 346番1、地目、田、面積、256㎡です。以下4筆あり、合計で5筆、面積が1,655㎡です。解約事由は、貸出人からの申し出による双方合意です。

合意年月日、引渡年月日共に、令和4年7月7日です。

こちらは、令和3年12月1日から令和13年11月30日まで利用権設定がされて
いました。農地は、後の議案に出てきますが、今回の借受人と再度、契約期間の変
更や設定する土地を変更した利用権設定を設ける計画です。

番号3について説明いたします。

土地の所在地、昭和字シンヤシキ乙379番2、地目、畑、面積、377㎡です。以
下3筆あり、合計で4筆、面積が1,516㎡です。

解約事由は、貸出人からの申し出による双方合意です。

合意年月日、引渡年月日共に令和4年7月7日です。

こちらは、令和3年12月1日から令和13年11月30日まで利用権設定がされてい
ました。農地は、後の議案に出てきますが、今回の借受人と再度、契約期間の変
更や設定する土地を変更した利用権設定を設ける計画です。以上です。

議長 報告第5号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが
何かありませんか。

特になければ、報告第5号は終わります。

議長 続いて、日程第4 報告第6号 「農地法第3条の3の規定による届出について」
を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第6号 「農地法第3条の3の規定による届出について」を報告いたします。
議案書は、4ページです。

件数につきましては、窪川地域の1件になります。

なお、相続人の住所・氏名については、議案書のとおりです。

番号1番 土地の所在地、八千数字黒岩3番1、地目、畑、面積、241㎡。以下8
筆あり、合計9筆で、面積が9,664㎡です。届出日は令和4年6月14日、届出事
由は相続。あっせん希望については、希望しないとなっております。

相続した農地の現況については、整備されている農地もありますが、公衆用道路
の一部となっていたり、原野状態の農地もあります。現況農地では無い農地につ
いては相続人の方にお知らせをしています。説明は以上です。

議長 報告第6号について事務局の説明が終わりました。
これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

議長 特になければ、報告第6号は終わります。

議長 続いて、日程第5 報告第7号 「非農地証明事務処理報告について」を議題
とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第7号 四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第6項及び四万十町農業委
員会事務局規定第8条第5号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告い

たします。議案書は、5 ページをご覧ください。

今月は窪川地域 2 件、西部地域 1 件、全部で 3 件となっております。

窪川地域からです。

番号 1 番。添付資料は 1 ページから 2 ページです。日野地字燈臺ノ本 551 番、地目、畑、面積、132 m²と、560 番 1、地目、畑、面積、244 m²です。申請地の 551 番は農地法施行規則第 29 条第 1 項に該当する施設(200 m²以下の農業用施設で許可不要のもの)に転用された土地、560 番 1 は 30 年ほど前より不耕作地となり原野となっており、一部は携帯基地局となっております。令和 4 年 6 月 13 日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のオ 農地法施行規則第 29 条第 1 項に該当する農業用施設に転用された土地と証明基準のウ やむを得ない事情によって 10 年以上耕作放棄された土地と認め、非農地証明を発行しております。

番号 2 番。添付資料は 3 ページから 4 ページです。本町 389 番 10、地目、畑、面積、208 m²。外 4 筆あり合計 5 筆で、784 m²です。申請地は 20 年以上前から駐車場、宅地として利用しております。令和 4 年 6 月 17 日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のエ 人為的に転用して既に 20 年以上経過している土地と認め、非農地証明を発行しております。

窪川地域からは以上です。

事務局

続きまして、西部地域からです。

番号 3、添付資料は 5 ページから 7 ページをご覧ください。

土地の所在地は、下岡字下山口 37 番、地目、畑、面積は、205 m²です。外 5 筆あり、合計 6 筆、面積が 1,314 m²です。37 番、38 番 1、39 番、42 番 1、42 番 2 は、平成元年頃より不耕作で現在原野となっている状況で、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領 第 4 証明基準のウ やむを得ない事情によって 10 年以上耕作放棄されたため、農地への復旧が出来ない土地のため、非農地であると認め、43 番 1 は、平成元年頃より、宅地跡地となっている状況で、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領 第 4 証明基準のエ 人為的に転用した土地で既に 20 年以上経過している土地のため非農地であると認め、令和 4 年 7 月 7 日、担当委員さんと現地確認の結果、非農地証明を発行しております。以上です。

議長

報告第 7 号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

特になければ、報告第 7 号は終わります。

議長

続いて、日程第 6 報告第 8 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の許可取り消しについて」を議題とします。事務局の説明を求めます。

議長

報告第 8 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の許可取り消しについて」 ご報告いたします。

議案書は、6 ページです。

譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。

番号1番 土地の所在地、上秋丸字コヲノサコ 141 番、地目、田、面積、172 m²。
以下1筆あり、合計2筆、面積451 m²です。
権利事由は所有権移転の売買です。

許可年月日、令和4年3月25日、取消し願日、令和4年5月24日、取消し受理日、令和4年6月13日です。

取消し事由は、当該地番について、他の耕作者がせまち直しをしている農地の一部となっていた為、一旦取り消しを行い、その耕作者が所有している他の農地と交換することとなった為です。このあとの3条で申請が出てきています。

説明は以上です。

議長 報告第8号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

特になければ、報告第8号は終わります。

議長 続いて、日程第7 議案第14号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第14号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」をご説明します。議案書は7ページです。申請地の位置は添付資料の8ページからご覧ください。

件数につきましては窪川地域の6件、西部地域3件の計9件です。譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。番号1番からご説明します。

土地の所在地、大井野字両免地452番1、地目、畑、面積、41 m²です。権利事由は所有権移転の贈与。譲渡理由は本人希望、譲受理由は、相手方の要望です。

譲受人の下限面積は達成しております。申請地では野菜を栽培する計画となっております。

番号2番、土地の所在地、寺野字下寺野77番1、地目、田、面積、376 m²です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は本人希望、譲受理由は、相手方の要望です。

譲受人の下限面積は達成しております。申請地では水稻を栽培する計画となっております。

番号3番、土地の所在地、作屋字上ボキ322番1、地目、田、面積、462 m²、以下1筆あり、合計2筆、面積769 m²です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は、本人希望です。

譲受人の下限面積は達成しております。申請地では水稻を栽培する計画となっております。

番号4番、土地の所在地、上秋丸字コヲノサコ141番、地目、田、面積、172 m²、以下1筆あり、合計2筆、面積451 m²です。

権利事由は所有権移転の贈与。譲渡理由は本人希望、譲受理由は、相手方の要望です。

譲受人の下限面積は達成しております。申請地では水稻を栽培する計画となっております。

番号5番、土地の所在地、上秋丸字中間屋敷257番1、地目、田、面積、768㎡。
権利事由は所有権移転の贈与。譲渡理由は本人希望、譲受理由は、相手方の要望です。

譲受人の下限面積は達成しております。申請地では水稻を栽培する計画となっております。

番号6番、土地の所在地、弘見字セキノ内831番1、地目、田、面積、2,458㎡です。権利事由は所有権移転の贈与。譲渡理由は本人希望、譲受理由は、相手方の要望です。

譲受人の下限面積は達成しております。申請地では水稻を栽培する計画となっております。

窪川地域は以上です。

事務局

続きまして、西部地域からです。番号7について説明します。

土地の所在地、下岡字カイマイ142番1、地目、田、面積、1,207㎡。以下1筆あり、合計2筆、面積が1,871㎡です。権利事由は、所有権移転の売買になります。

譲渡理由は、相手方の要望、譲受理由は、本人希望です。

譲受人の下限面積は達成しております。申請地は、水稻を栽培する予定です。

続きまして、番号8について説明します。

土地の所在地、瀬里字中ハヤシ381番、地目、田、面積、232㎡です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲渡理由は、相手方の要望、譲受理由は、本人希望です。

譲受人の下限面積は達成しております。申請地では、芋を栽培する予定です。

続きまして、番号9について説明します。

土地の所在地、瀬里字シンヤ385番、地目、田、面積、1,010㎡。以下1筆あり、合計2筆、面積が1,528㎡です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲渡理由は、相手方の要望、譲受理由は、本人希望です。

譲受人の下限面積は達成しております。申請地では、芋を栽培する予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長

議案第14号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。番号1番 21番 岡村博晶委員。

21番

番号1番について、譲渡人の方から確認しました。7月23日に現地を確認し、畑であることを確認し、翌24日に譲受人の息子さんに会い、現地で話をしました。譲受人は、高齢ですが、息子さんが農作業に従事しています。周辺の農地に支障が生じてはいません。譲渡人は譲受人の甥にあたり県外在住で、こちらに帰ってくる予定もなく、譲渡に至ったということです。以上の結果、番号1番の所有権移転は問題ないと思います。

議長 続きます、番号2番。4番 小野重明委員。

4番 昨日、譲受人に会ってきました。以前から相談を受けていたんですが、譲渡人は、以前からずっと譲受人に頼んでいて、親が亡くなった後は、全てをあたっております。現状は、田であることを確認しております。譲受人は、農地を効率的に利用しています。譲受人は、年間150日以上農作業に従事していることを確認しています。周辺農地に悪影響を与えない事を確認しています。以上の確認の結果問題ないと判断しました。

議長 続きます、番号3 27番 市川正司委員。

27番 番号3番について補足説明をいたします。土地の現況ですが、田でもなく畑でもない状態なんですけど、いつでも耕作できるように、常に草刈等行っています。譲受人は、農地を効率的に利用しております。譲受人は、会社をなさっております、社員の方を含め年間、トータルで150日以上、農作業に従事しているそうです。

取得する農地の周辺は、周りは田んぼばかりなんで悪影響はないと思います。譲渡人は、高齢のため、今後も継続して、耕作することは困難であり、この農地についてもこの受け手の方が、10年程前からほしいということで、先ごろに利用権設定をし、農地面積が最低基準をクリアしたために3条申請ができるようになったそうです。以上の結果、3番の案件については問題ないと思います。

議長 続きます、番号4番、5番。6番 下元誠一郎委員。

6番 番号4番について、譲渡人、譲受人に両者から昨日、聞き取りをしました。現況は田であることを確認しています。

譲受人は、農地を効率的に利用して年間150日以上農作業に従事していることを確認しています。取得する周辺農地には、営農上悪影響を与えないことを確認しております。

この農地は、譲受人が以前からせまちなおしをして、一つの大きな田んぼにしてもらったそうです。地権者の方からゆくゆくは譲ってくれると言うような約束をしていたそうですが、他の人が買われるということで、また、別の農地と交換という形で取得し、自分の農地の周辺にしたそうです。今後、水稻等を耕作して行くということですので、問題はないと思います。

続きます番号5番ですが、譲渡人、譲受人から昨日話を聞かせてもらいました。

現況は田であることを確認しています。譲受人は、農地を効率的に利用し、年間150日以上農作業に従事していることを確認しています。取得する周辺農地には、営農上悪影響を与えない事も確認しています。譲受人は、農業法人を立ち上げまして、水稻、小麦、生姜等を栽培しているそうです。

この他に近くの中土佐町の方でも、農地を購入して、今後も水稻等色々な物を作

付けしていくとのことでした。

4番の購入した土地と交換という形にしたそうです。以上の結果、問題はないと思います。

議長 続きまして、番号6番、9番 山本道雄委員。

6番 番号6番について、譲受人と本日の朝お会いしまして、確認して来ました。現況は田であります。譲受人は、農地を効率的に利用しております。150日以上
の農業にも従事しております。

周辺の農地への悪影響も生じません。特に問題ないと思います。以上です。

議長 続きまして、番号7番、8番、9番を一括で。37番 佐々木通委員。

37番 24日に現地確認をしまして、田であることを確認しました。

同じ日に譲受人に話を聞いてきました。譲受人は、営農組合のリーダーであり、農地を有効利用しています。また、年間150日以上農業に従事していることも確認をとっております。

この土地は以前から譲受人が耕作していたようですが、譲渡人は高齢であり、親戚でもある譲受人に譲渡したいということです。中山間地域支払制度に入っているため、他の農地には悪影響はないと思います。

そして、8番、9番は譲受人が同じ人ですので一括します。24日に現地を確認し田であることを確認しました。25日に譲受人に会い、話を聞きました。譲受人は、認定農業者でもあり、年間150日以上農業に従事していることを確認しております。

議案書8番の中ハヤシ381の田ですが、譲渡人は高齢であり譲受人はすべての農地を利用しているとのことでした。そして議案書9番ですが、シンヤ385の田ですが、この土地は農地利用状況調査で、分類Bとなっている土地です。この土地を譲受人の会社で農地として、芋の苗を植えるようです。他の農地にも悪影響を及ぼすことはないと思います。

下限面積も足りておりますので、問題はありません。よろしく申し上げます。

議長 議案第14号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第14号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について

て」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 14 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 8 議案第 15 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 15 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」ご説明いたします。議案書は 9 ページです。今月は窪川地域の 2 件です。

番号 1 番を説明します。添付資料は 15 ページから 18 ページです。申請地は、1 筆。土地の所在、土居字権現原 904 番、地目、田、面積 306 m²の農地です。

権利事由は、売買による所有権移転です。譲受人・譲渡人は、記載のとおりです。転用目的は、一般住宅の新設です。転用理由は、現在借家に住んでいますが、手狭となったため新たに自己住宅を建築するものです。

農地区分ですが、申請地は、第 1 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しない、その他の農地、第 2 種農地と判断しています。転用計画につきましては、16 ページの土地利用計画図に示している形で、住宅、駐車スペース、家庭菜園スペース、バーベキュースペース、物干し場等を整備する計画です。

周囲の状況・影響については、西側は町道を挟み町営住宅、北側は宅地、東側は譲渡人の農地、南側は同意有の農地となっており、特に影響はないものと考えています。土地の造成計画については特に無く、整地後、土間コンクリート、アスファルト舗装、砂利敷きとします。進入計画については、申請地西側の町道から直接進入します。進入部分の工事は特にありません。排水計画についてですが、雨水は自然浸透及び西側の既存側溝に勾配をとり排水します。汚水は合併処理浄化槽を設置し、既存の申請地西側の町道側溝へ接続し排出します。接続工事はありません。

資金計画については、融資見込み証明書により、必要な事業費を確保していることを確認しています。番号 1 は以上です。

つづきまして、番号 2。添付資料は 19 ページから 22 ページです。

申請地は、1 筆。土地の所在、琴平町 472 番 1、地目、田、面積 380 m²の農地です。

権利事由は、売買による所有権移転です。譲受人・譲渡人は、記載のとおりです。転用目的は、一般住宅の新設です。転用理由は、現在借家に住んでいますが、手狭となってきたことから、新たに自己住宅を建築するものです。

農地区分ですが、申請地は、第 1 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しない、その他の農地、第 2 種農地と判断しています。

転用計画につきましては、20 ページの土地利用計画図に示している形で、住宅、駐車スペース、家庭菜園、物干しスペース、バーベキュースペース等を整備する計画です。周囲の状況・影響についてですが、隣接地に農地は無く、特に影響はないものと考えています。土地の造成計画については、整地後、全面砂利敷きとします。進入計画については、申請地北側の町道より直接進入します。進入部分の工事は特

にありません。

排水計画についてですが、雨水は申請地内で自然浸透及び申請地北側の町道側溝に勾配をとり排水します。汚水は合併浄化槽を設置し既存の町道側溝に接続し排水します。

なお、接続については、許可見込みであることを本町建設課にて確認しています。

資金計画については、融資見込み証明書により、必要な事業費を確保していることを確認しています。議案第 15 号は以上です。

議長 議案第 15 号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 番。30 番 澤田憲男委員。

30 番 番号 1 番につきまして、先週ですが譲受人から確認をとっております。転用理由は、一般住宅ということです。住宅の建設にあたり、周辺農地の同意も問題なく、先ほど事務局が言われたとおり、浄化槽の排水計画についても営農への問題もないと考えております。許可が出れば、早々に施工に移りたいとのこと。

以上の結果、番号 1 番につきましては特に問題はないと判断します。以上です。

議長 続きまして、番号 2 番。2 番 掛水誠幸委員。

2 番 2 番について下元弘章委員が欠席しておりますので、23 日に本人が調査をしまして、報告をしていただきたいということで持ってまいりましたので、報告させていただきます。

許可が出次第、建設に入りたいと言っております。計画の妥当性ですが、面積は妥当な面積と判断しました。譲渡人と譲受人の関係は、譲渡人は、譲受人の祖父と親しい関係で、譲受人の母親の方から譲渡人の方に相談があり、譲り渡しをすることとなったということでございます。周りに影響する田畑はありませんので、特に問題ないものと思われま。

議長 議案第 15 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 15 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 15 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 9 議案第 16 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 16 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和 4 年 8 月 1 日付で公告したい旨、農業経営基盤許可促進法第 18 条第 1 項の規定により四万十町長より提出がありましたので、ご審議、ご決定をお願い致します。なお、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

件数につきましては窪川地域が 1 件、西部地域 3 件の 4 件です。

利用権設定を受ける者、利用権設定をする者の住所・氏名・賃借料等はお手元の議案書のとおりです。

番号 1 番から説明します。

1 番は設定をうけるものが農地中間管理機構となります。土地の所在地、興津字森ノ前 3662 番、地目、田、面積、762 m²です。設定は更新になります。期間は令和 4 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日までの 5 年間です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

事務局 続きまして、西部地域からです。

番号 2、土地の所在地、久保川字森分 796 番 1、地目は田、面積、1,239 m²です。設定は、新規の設定になります。期間は、令和 4 年 8 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日までの 4 年になります。作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号 3、土地の所在地、昭和字中ノヲキ乙 346 番 1、地目は田、面積 256 m²です。外 5 筆ありまして、合計 6 筆、面積が 1,502 m²です。設定は、新規の設定になります。期間は、令和 4 年 8 月 1 日から令和 7 年 7 月 31 日までの 3 年になります。作物は、水稻等を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号 4、土地の所在地、昭和字シンヤシキ乙 379 番 2、地目は畑、面積、377 m²です。外 4 筆ありまして、合計 5 筆、面積が 1,728 m²です。設定は、新規の設定になります。期間は、令和 4 年 8 月 1 日から令和 7 年 7 月 31 日までの 3 年になります。作物は、粟等を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。以上です。

議長 議案第 16 号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 番は、受け手が農地中間管理機構ですので省きます。

番号 2 番。35 番 山崎力委員。

35 番 番号 2 番について借受人から確認しました。借受人の農地も綺麗にされ、整理

されていたことを確認しました。期間は4年間というのは、自分の年齢と相談したそうです。以上、この件については問題ないと思います。

議長 続きまして、番号3番、4番を一括で。12番 竹村加壽子委員。

12番 議案第16号の3番、4番について23日に現地確認をしました。借受人は、地域の担い手でもあり、新規の設定になっていますが、他にも今まで同じ人から借受も行っており、特に問題はないと判断しました。これは解約の後の利用権設定ですので、以前に一度確認に行ったところでもあります。それぞれ隣同士で話しあって、変えたようです。全然問題はないと思います。

議長 議案第16号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第16号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第16号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第10 議案第17号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第17号「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を説明します。議案書は15ページ、添付資料は34ページからご覧ください。

別紙のとおり農用地利用配分計画案に対する意見決定について、四万十町長より提出がありましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見の決定を求められたものです。審議、決定をお願い致します。

件数につきましては窪川地域の1件です。権利の設定を受ける者の氏名・住所・賃借料についてはお手元の議案書のとおりです。

番号1、土地の所在地、興津字森ノ前3662番、地目、田、面積、762㎡です。権利の種類は賃貸借権の設定です。期間は県認可日から令和9年8月31日までとなっております。水稻を栽培する予定です。説明は以上になります。

- 議長 議案第 17 号について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。33 番 橋本健太郎委員。
- 33 番 番号 1 番ついて 24 日に借受人から確認致しました。
借受人は、認定農業者でもあり、年間 150 日以上農作業に従事しており配分計画案のとおり問題ないと判断します。以上です
- 議長 議案第 17 号について質疑を許します。質疑はありませんか。
- (「なし」の声あり)
- 議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。
- (「なし」の声あり)
- 議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 17 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。
- 議長 挙手全員であります。
よって、議案第 17 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」原案のとおり可決されました。
- 議長 続いて、日程第 11 その他の件について議題とします。
先ほど冒頭でも言いました、台風被害状況について仁井田地区から報告をお願いします。
- 29 番 圃場につきましては、後から見ましたので水は引いていました。これといって被害は確認できませんでした。一番ひどかったのは、うちの家の上の谷やったと思いますが、うちの右に家がありますが、そんな所に床下浸水するのかと思うくらい、谷の水が凄かったです。うちの家なんかも自分が生きている間にこんな恐ろしい災害が来るとは思わないくらいひどかったです。うちの横のお宮の下も石が上がるなんて考えられないくらい石が掘れ上がっていた。一番ひどかったのは谷。六反地地区の谷が埋まってしまって、うちの水路に詰まって水が来れませんでした。よく考えたらこんなところに水は来てなかったのにと考えていたら、六反地からの排水の谷が全部、山からの土石流で埋まっていました。そういう状況で、谷という谷、水路という水路に土石流がかなりあります。圃場の方には、生姜とか稲には目立った被害は見えていません。こんな状況です。
- 議長 続きまして、東又地区。

昨年の秋の水害と全く同じ地域、同じ川なんですけど、災害が起きた場所はもう全然別のところで、本当にひどかったですね。一番ひどいような状態で、道徳も田んぼもなくなってるようなところもあります。それから道徳、平野、土居。大井川という川があるんですけど、もうその近辺が一番やられています。猪の網なんかも設置されたものが流されてます。護岸をきちんと作ってもらっているんですけども、それをこう洗い流した感じで、そこの土砂が全部田んぼに入ってもう壊滅状態。水も溜まらない状態になってますね。それから僕らの地域には7本の主要な水路があるんですけども、全部土砂でいっぱい、重機が入って取れるところは重機で毎日取ってもらって、後は日曜日のたびに出て、スコップとしょうれんで毎日やっていました。昨日おとといの日曜日で、やっと終わったのですが、途中、共同防除とかあったので、もう本当に皆クタクタでした。あと全然水害は関係ない問題で農林の方も田んぼかそんな話でちょうど訪れた時に、とにかく見てやってくれと。川をとにかく修正せんかったら、水もはけていかんと言ったことでした。

生姜の圃場も水がはけないから浸かってるようなところもありましたし、もう流されて、芋が見えてるような、そんな所もあります。それから田んぼにも土砂が入っています。竹とか木やったら除けたら済むのですが、なかなか今の柔らかい土の所に土砂が入るとなかなか取れない。かなりの災害です。

行政にも強く言いたいのは、とにかく災害があった時にそこを見に来ない。近年言われてる四万十川を守る代かきの時には、汚すな言う時にはですね、大きいバスで関係者や議員とか、いっぱい来ます。橋に停めてここは濁っている、濁っていないとか見に来て、本当にこういう災害があると関係者も来ない。

連絡をしてもその担当は来ますけど、全然関係ない担当ですと言う形でねえ。水路が全部流されてるのに、この夏に書類を送ります。そこで、予算化しないとけないから、工事は、秋以降になるとそんな話を聞いてます。

それではやっぱり水は来ないので、みんな自力で掘っています。昔ながらの水路というか、そんな感じで水を流して使っている状態です。以上です。

ありがとうございました。自分も東又地区なんで、ひと通り回ってみました。

山本さんにかなり任せていた部分もありますが、自分も回らせていただいておりますが、前回、奈路地区の水道施設が浸かったんですが、そこを見に行ってみますと前は1m弱くらいやったんですが、今回は30cm前後ぐらいで前よりも少なかったかなと言う状況でして、そこで作業をしていた人に聞きましたら、今回はギリギリ大丈夫で、機械の下は浸かったけど、上まで来てなかったそうです。

山本さんも言いましたように、上流部の道徳とか平野がかなりすごかったんじゃないかなと思います。

土居の川の鶏舎をやってる方の渡る橋も流されてました。

各水路に山から落ちてきた土砂とかがいっぱい詰まってまして、苦労しました。今、仁井田地区、東又地区から報告していただきましたが、他の地区で何かありましたら。

26 番

七里地区から被害の報告をしたいと思います。本在家川といって、洪水が起こると、水位が上がりやすい川がありまして、そこで1軒、床下浸水が起りそうところで、消防団で出動して土のうをつきに行ったのですが、その川のすごい曲がっているところの突き当たりで、畑に浸水が起こって生姜地が浸かって土砂が侵入して復旧がなかなか難しいぐらいの被害が出ています。その下の方で排水がはけなくなって、水位が上がって、浸かったような生姜の圃場があったのを七里地区では確認しています。そんなところは、いろいろあったのかなと思っています。以上です。

議長

他にありませんか。今回の水害の被害に報告については、これで終わりしたいと思います。事務局の方から何かありませんか。

事務局

最適化活動について、委員の皆さんには大変ご苦勞をおかけしているところです。これについてまず、お詫びしたいことがございまして、先月の総会で、5月分の活動記録簿を議案発送と一緒にお返しすると説明していましたが、すいません間に合わなくて一緒にお送りすることが出来ませんでした。昨日、全員分チェック終了したので、今回お配りしようと思っていたのですが、諸事情といいますか、委員の皆さんが一番気になる部分、記入した記録簿が最適化活動としてカウントされているかどうかというところを個別にお返ししたいので、少しお待ちいただきたいです。申し訳ありません。ただご安心いただきたいですが、皆さん慣れてきたのか6月の記録簿はほとんどの委員さんについて、事務局が一読して該当項目に当てはめるのが格段にしやすくなっています。これまで通り気楽な気持ちで記入をお願いしたいと思います。

次は、比較的良いことのご報告です。令和4年7月4日付けで、中国四国農政局長から農地利用最適化交付金事業実施要項の一部改正についての通知文書がきています。特に、関係のある改正の内容としましては、1つめが農業委員会において、一月の活動日数が0日の推進委員等がないとする交付要件を削除。要するにどうということかと言いますと、一月の活動日数が0日の委員がいる農業委員会も交付金の交付対象。つまり、連帯責任が無くなったということです。

2つめが推進委員等の交付要件となります月当たりの平均活動日数の最低日数を5日超から1日以上に見直し。これもどうということかと言いますと、委員は月当たり平均活動日数が1日以上であれば交付金の交付対象（年間を通じて12日以上活動すれば可）となります。つまり、年間の月平均6日以上最適化の活動をしないと交付対象にならない、という要件が無くなったという事です。連帯責任であるとか、そういうデメリットを排除していくような形の要綱の改正になっております。

先ほどから委員さんからの報告がありましたけど、台風の時とかの現地確認とか、そういったのももちろんですが、現地確認の活動になりますので、ぜひ外に出て農地であったり水路であったり確認してもらったら、それも活動記録にぜひ書いてもらえたらと思いますので、よろしく願いいたします。自分から以上です。

議長

他に何かありませんか。2番 掛水誠幸委員。

2 番

新規の農業者就農相談会が10日の日に行われることになってまして、これに窪

川地域から今のところ1人の相談者が来るそうです。で、私が今まで手がけてきた生姜、米、里芋、ピーマン、それから自家用野菜も作ってますので、色んな面で話ができるわけですが、皆さんの方からこんな作物のあるよと言う、その相談者の方の名前は出せませんが、10aあたりで、これだけの収益があつて、経費がこれだけで売り上げ年間で上がりますよという作物があったらですね。ぜひ事務局の方にそういう情報提供をお願いしたいと思います。以上です。

議長 その他の件については終了いたします。

議長 これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

議長 それでは、これをもちまして、令和4年度 四万十町農業委員会7月総会を閉会いたします。ご起立願います。礼。ありがとうございました。

閉会 午後3時25分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和4年 月 日

会 長

署名委員 17 番

署名委員 28 番
